



ボランティアコーディネーション

第11回

ボランティア活動者が 高齢化している?!.....その2

特定非営利活動法人 日本ボランティアコーディネーター協会 事務局長

ごとうまりこ
後藤麻理子

前号に続き、ボランティアの高齢化の「問題」を、定期的にボランティアを受け入れている福祉施設やNPOでの活動から取り上げましょう。長年熱心に活動してくれているボランティアが、年齢を重ねるにつれ、少し気になる動きや状態が出てきたというケースです。

- 定期的に來ているボランティアに活動のキャンセルが増えた。
- 以前は問題なく出来ていた事柄にミスや手違いが増えた。
- ボランティアの手元や足元がおぼつかないと周囲のスタッフからの心配の声が増えた。

などは典型的な例です。

これまで出来ていたことが出来なくなる、難しくなる、ということはボランティア本人にとってもつらいことですし、これまでよく活動してくれた実績があればあるほど、施設・団体としてはどのように対処したらいいのか迷うところです。そして多くの場合、本人は「活動を続けたい」「今の活動を変えたくない」と望んでいます。

■利用者の安全・活動者の安全に危惧が生じる場合がある

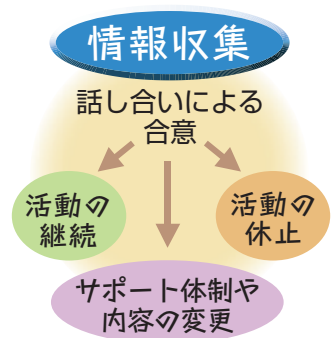
もっとも悩ましいのは施設利用者やサービス提供の相手方の安全確保に危惧が生じた場合です。3時のお茶だしをしているボランティアが、いつもより温度の高いお茶を出してしまい、利用者が唇に軽いやけどを。そして注意を促したにもかかわらず、この「うっかり」が繰り返されたことで、職員からボランティアコーディネーターに連絡が入りました。あいにく1人でやっていたので、活動者同士で気遣うこともできず、当面は介護福祉士養成校の実習生と一緒にお茶出しをすることで様子を見ることにしました。

次に、ボランティア自身が活動中にケガをするのではないかと心配が大きくなってきた場合です。シーツ交換をしてくれていたボランティアが活動中に転倒。その場合は大きなケガには至らなかったのです

が、これを契機に作業の様子を見てみると、何度かよるける場面がありました。ボランティアコーディネーターが、ペアを組んで活動していたボランティアに話を聞くと、「最近になって何度かヒヤッとすることがあったんだけど、声をかけるとちょっとつまずいただけだと不機嫌になるので、口を出せない」とのこと。そして、一緒に活動するボランティアがしばらく気をつけて様子を見ることになりました。

■いつまでも「様子を見る」のではなく、組織として方針を決める

気になる兆候が見つかり、まずは「様子を見る」という対応が取られることが多いのですが、問題はその後組織としての対応です。ボランティアコーディネーターは組織としての適切な判断をするための「情報」を当事者はもちろん、さまざまな関係者から収集し、活動の継続やサポート体制、内容の変更、あるいは休止などの方針を決めていきます。その際には、組織の側の一方的な結論ではなく、じっくりと話し合っ合意をつくりながら決めていくことが重要です。



前掲の1つ目のケースは、お茶を入れる作業はケアスタッフがやることにし、ボランティアはお茶を配って一緒におやつを楽しむことになりました。2つ目のケースは、自宅での転倒で本人の家族から活動中止の連絡が入り、組織はお見舞いをもって訪ね、これまでの活動への感謝を伝えました。長く支えてくれたボランティアには活動引退後も施設のお便りや行事の招待状をお送りしている施設もあります。

◆◆◆ 会議・イベント・助成関連情報 ◆◆◆

第27回(平成22年度) 「老後を豊かにするボランティア活動資金」

財団法人 みずほ教育福祉財団

高齢化社会が急速に進むなか、高齢者福祉の重要性がますます高まってきており、高齢者が住みなれた街で地域の住民とともに安心して生活することができるよう、地域住民・ボランティアによる高齢者のための福祉活動の活発な展開が求められています。同財団では、このようなボランティア活動を奨励するため、標記の助成を実施します。

助成対象：

地域社会で高齢者のための活動をすすめているボランティアグループ

- ①ボランティア数が10～50人程度であること
- ②活動実績が2年以上あること

※本助成を過去3年以内に受けたことのあるグループ、老人クラブ、法人格を有する団体は助成の対象外です。

対象となる活動：

- ①地域の活動で内容が先駆的かつ他の範となるもの
- ②今日のニーズに対応した内容で継続性の高いもの
- ③活動の方法に工夫がみられ、他に普及したいもの

助成金額：1グループにつき10万円まで

申込期限：平成22年5月末(必着)

申込・問合せ先：

財団法人 みずほ教育福祉財団 福祉事業部
TEL. 03-3596-4532 FAX. 03-3596-4531

詳しくは、ホームページ (<http://www.mizuho-ewf.or.jp/>) をご覧ください。

2010年度(第8回) 「ドコモ市民活動団体への助成事業」

特定非営利活動法人 モバイル・コミュニケーション・ファンド

次世代の社会を担っていく人材を育成するという観点から、同ファンドでは子どもたちの健全な育成のために取り組んでいる市民活動団体への活動資金の助成を実施しています。

助成対象となる団体：

- (1)日本国内に活動拠点を有する民間の非営利活動団体で特定非営利活動法人(NPO)等の法人格を有するもの、または取得申請中の団体
- (2)実績年数が2年以上である団体(法人格を有する以前の活動実績を含む)
- (3)複数のNPOが連携した協働事業で、地域の間支援組織が代表申請団体となる場合は、その協働グループ

助成対象となる活動：

- ・児童虐待、非行、不登校、ひきこもり、地域犯罪、軽度発達障がい等に取り組む活動

助成内容：

助成総額は2,500万円。1件あたり50万円を標準とし、200万円を上限とする。

応募期間：平成22年2月1日(月)～3月31日(水)

申込・問合せ先：

特定非営利活動法人 モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF) 事務局
TEL. 03-5545-7711 FAX. 03-5545-7722 E-mail info@mcfund.or.jp

詳しくは、ホームページ (<http://www.mcfund.or.jp/>) をご覧ください。